

民間賃貸住宅等家賃補助を受けている皆様へ

- この事業は平成31年3月31日をもって終了となります。
- 補助金の請求書は平成31年4月15日までに必ず提出してください。
提出期限までに請求書が届かない場合は、補助金を支払えない場合がありますのでご注意ください。
- 平成31年1月から3月分の補助金請求書の提出と併せて、実績報告書（第10号様式）を提出してください。書き方についてご不明な点は、民賃等補助金事務センターまでお問い合わせください。

民間賃貸住宅等家賃補助に関するお問い合わせ先

請求書や実績報告書の書き方等について

民賃等補助金事務センター（委託先：(株) トーネット）

電話 9時から17時まで 土日祝日、年末年始を除く

0800-800-0218 0800-800-0261 0800-800-0273（通話料無料）

その他のご意見等について

被災者のくらし再建相談ダイヤル

電話 9時から17時まで 土日祝日、年末年始を除く

0120-303-059（通話料無料）

ご心配なことやお困りごとの相談窓口

- **生活再建支援拠点（別紙1）**
避難先での生活や帰還に向けてご心配なことがある方は、全国26か所に生活再建支援拠点を設置していますので、最寄りの窓口までご相談ください。
- **避難者住宅確保・移転サポート事業（別紙2）**
ご自分で住宅を見つけられない等のお困りごとがある方は、物件探しや書類作成等の支援を行いますので、ご相談ください。